

今月のTOPICS

ご存じですか?

「医薬品副作用被害救済制度」

医薬品は正しく使っても、副作用の発生を防げない場合があります。医薬品(医療機関で処方されたものの他、薬局等で購入したものも含まれます)を適正に使用したにもかかわらず、その副作用により入院治療が必要になるほど重篤な健康被害が生じた場合、医療費や年金などの給付を行う公的な制度「医薬品副作用被害救済制度」があります(昭和55年創設)。いざというときのために、知っておいてください。



給付の流れ

健康被害を受けた本人または遺族が、必要な書類(請求書・診断書等)をPMDA(医薬品医療機器総合機構)に送付することにより、医療費等の給付を請求します。

医学・薬学的判定

PMDAは、請求があった健康被害が医薬品等の副作用によるものかどうか、医薬品等が適正に使用されたかどうか等の医学・薬学的な判定の申出を厚生労働大臣に行い、厚生労働大臣はPMDAからの判定の申出に応じ、薬事・食品衛生審議会に意見を聴いて判定することとされています。



給付の決定

PMDAは、厚生労働大臣による医学・薬学的判定に基づいて給付の支給の可否を決定します。なお、この決定に対して不服がある請求者は、厚生労働大臣に対して審査を申し立てることができます。

給付の種類は7種類

- ①医療費 ②医療手当 ③障害年金 ④障害児養育年金 ⑤遺族年金 ⑥遺族一時金 ⑦葬祭料
- ※給付の種類によって給付額も異なります ※請求期限を設けているものもあります

請求するには?

健康被害を受けたご本人またはそのご遺族が、直接PMDAに対して給付を請求します。その際、医師の診断書や投薬・使用証明書、受診証明書などが必要となります。

※以下のウェブサイトへアクセスし、質問事項に答えると必要な書類をダウンロードできます。
http://www.pmda.go.jp/kenkouhigai/fukusayo_dl/index.html

まずはご相談ください!

救済の対象にならない場合もあります。詳しくは、かかりつけ薬剤師または、PMDA救済制度相談窓口 ☎0120-149-931へご相談ください。

研修会を開催しました!

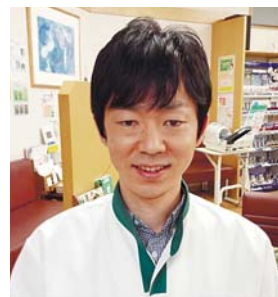
去る3月20~21日、上田薬剤師会は友好提携するオーストラリア薬剤師会より講師を迎え、「在宅薬剤管理*」についてのワークショップを開きました。

県内外から30人余りの薬剤師が参加し、在宅患者とのコミュニケーションについて考え、学んだ2日間でした。



*「在宅薬剤管理」とは、薬剤師が患者の自宅に向き、医師と連携して治療に当たる仕組み。

「かかりつけ薬剤師」を持とう! Part 1



これまで顔なじみだった薬剤師が、4月からの診療報酬改訂にともない「かかりつけ薬剤師」として業務を「評価」されるようになりました。この制度について、薬剤師の山浦知之さんに聞きました。

「かかりつけ薬剤師」とは?

行きつけの薬局があると、さまざまな点で患者さんにメリットがあります。さらに「かかりつけ薬剤師」を見つけた場合、どんな良いことがあるのでしょうか。

● お薬の情報を一元的、継続的に管理します。

複数の医療機関にかかっていると、処方されたお薬の成分が重複することがあります。たとえば、**痛み止め**や**胃薬**などは、診療科目によらず処方されることの多い薬です。種類が多く名前も違うので、知らずに飲みすぎてしまいます。



「かかりつけ薬剤師」がいれば、処方せんが複数あっても、お薬が重複していないか、飲み合わせの悪い薬がないか常にチェックできます。

薬の効果や副作用についても、これまでの服用薬の履歴(薬歴)と体調を合わせて見ながら**継続的に確認**することができます。一般用医薬品(OTC)や健康食品についても同様です。

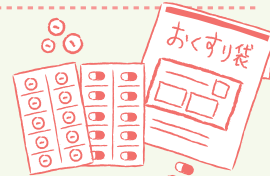
● いつも、同じ薬剤師が対応します。

患者さんの顔を見て、体調や生活環境まで含めた健康管理や薬服用のアドバイスができます。

上田薬剤師会の会員薬局は、その多くが長い間地域に根差しています。3世代にわたって家族の健康を見守っているというケースも少なくありません。体質のこと、家族のこと、生活習慣のこと。なんでも気軽に相談ください。

● いつでもお薬の相談をすることができます。

24時間いつでもお薬の相談ができます。たとえば、夜中に急に発熱した際、家にある薬を飲んでもよいかなどの不安や疑問に、いつでも薬剤師がご相談にのります。



● 必要に応じてご自宅までうかがいます。

薬局に来られない患者さん、薬の整理ができない患者さんには、必要に応じてご自宅までうかがい、お薬の調整や整理等のお手伝いをします。

● かかりつけ医との連携をはかります。

調剤後も患者さんの様子を見て、処方せんを発行した医療機関に情報をフィードバックし、必要に応じて処方提案するなど、かかりつけ医をはじめとした医療機関との連携をはかります。

次号 Part 2へ続きます!

はい、お答えします! のコーナーは今回はお休みします。